

3 廃棄物処理費用の負担と支援

(1) 排出者責任に基づく廃棄物処理にかかる費用負担

食肉市場を除く各市場では、廃棄物処理等のために業界団体が設置する自治的団体が、排出者負担の原則のもとに廃棄物を処理しています。

中央卸売市場は、これまで廃棄物処理の指導や調整を行うとともに、一般廃棄物及び発泡廃棄物等の処理に要した経費のうち、概ね4分の1の額について、廃棄物処理経費負担金として支出してきました。この割合は、共用広場や通路等から排出されているごみに相当する部分について、開設者が負担するものとして、市場ごとに締結される廃棄物処理団体との協定で定められています。

開設者負担の割合については、昭和47年度に4分の1と定められてから見直しが行われていませんでしたが、この間、資源の循環利用の促進や排出者責任が強く求められるようになるなど、廃棄物処理をめぐる制度や環境が大きく変化しているため、適正な負担割合について再度検討する必要が生じてきました。

そこで、平成17年5月、食肉市場を除く全市場（10市場）において、業界の協力を得て、共用部分とそれ以外の部分の廃棄物の実態調査を実施しました。その結果、共用部分のごみの量については、全体の概ね15.9%程度であることが分かりました。

この結果を受けて、今後の廃棄物処理経費負担金の割合については、15%とすることで市場の関係事業者と合意しました。なお、経過措置として、平成18年度の負担率については20%とすることとしています。

■ 廃棄物排出実態調査結果¹

(単位:kg.%)

		都委託分		その他	計
		(排出量)	(割合)		
一般 廃棄物	可燃ごみ	7,263	7.7%	87,603	94,866
	木製パレット	20,800	37.3%	35,030	55,830
	小計	28,063	18.6%	122,633	150,696
産業 廃棄物	不燃ごみ	4,632	19.0%	19,738	24,370
	プラスチック製パレット	183	100.0%	0	183
	発泡スチロール	514	1.5%	34,634	35,148
	小計	5,329	8.9%	54,372	59,701
合計		33,392	15.9%	177,005	210,397

¹ 平成17年5月、食肉市場を除く各市場において実施

【排出者負担原則】

排出者負担原則は、環境政策の一般原則である PPP（汚染者負担原則）に基づいた原則です。

PPP は、1972 年の OECD 環境指針原則勧告において示された原則であり、汚染者が、受容可能な状態に環境を保つために、環境の汚染防止と規制措置を実施することに伴う費用を負担すべきであるとする原則をいいます。つまり、それらの措置の費用は、サービスのコストに反映すべきであるという考え方に基づいています。

(2) 廃棄物処理設備等の整備補助

中央卸売市場においては、資源ごみの分別回収の促進や資源の再資源化等の推進を図るため、廃棄物処理設備等整備事業費の補助事業を実施しています。

この事業は、発泡廃棄物等処理施設及び機材又は分別収集用機器材等を導入又は更新する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

平成 17 年は、築地市場及び板橋市場の廃棄物処理団体に対して交付しました。